

指名停止措置一覧

令和8年6月20日現在

商号又は名称	本店等所在地 (仙台市届出地)	指名停止の始期	～	指名停止の終期	措 置 事 由
スバル興業 株式会社	東京都千代田区有楽町1-5-2	令和8年6月4日	～	令和8年9月3日	左記2者を含む4者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務について、他の入札参加業者と共同して、既存業者が受注できるよう協力する行為を行うなど、公共の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反と認定され、排除措置命令を受けたことが公表されたもの。
日本ハイウェイ・サービス 株式会社	東京都千代田区麹町5-1	令和8年6月4日	～	令和8年9月3日	左記2者を含む4者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務について、他の入札参加業者と共同して、既存業者が受注できるよう協力する行為を行うなど、公共の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反と認定され、排除措置命令を受けたことが公表されたもの。
株式会社 クリーン工房	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	令和8年6月4日	～	令和8年7月3日	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の埼玉県川口市長選挙において、特定の候補者に投票する報酬として会社の従業員らに現金を渡したとして、公職選挙法違反により罰金の略式命令を受けたもの。
東洋シャッター 株式会社	大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階	令和8年6月4日	～	令和8年7月3日	当該事業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けたもの。
株式会社 東日本宇佐美	東京都文京区本郷2-22-2	令和8年4月28日	～	令和8年10月27日	長野県石油商業協同組合北信支部は、支部員の販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、支部員に対して決定に基づく販売価格の改定を実施させ、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限させていたことにより、令和7年11月26日付で公正取引委員会から独占禁止法第8条(事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限)違反として認定され、排除措置命令を受けたことが公表された。当該事業者を含む17社は、当該違反行為を実行していた支部員として課徴金納付命令を受けたもの。
日本交通技術 株式会社	東京都台東区上野7-11-1	令和8年1月9日	～	令和8年7月8日	当該事業者は、他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反と認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことを公表されたもの。